

改正フロン回収・破壊法の施行に伴う 関係者へのお願いについて

沖縄県文化環境部環境保全課
平成 1 9 年 8 月

昨年6月にフロン回収・破壊法が改正され、本年10月1日から施行されます。改正法が円滑に施行されるには、今回の改正法において対象となる各主体（業務用冷凍空調機器の所有者、整備業者、回収業者、解体工事請負業者等）の皆様方の協力が必要です。それぞれの役割を理解し、確実なフロン類の回収にご協力くださいますようお願いいたします。

関係者の役割

1. 業務用冷凍空調機器の所有者

対象者

(1) 全ての事務所、工場、店舗の皆さん

パッケージエアコンなどの空調機器（エアコンディショナー）、冷水器を使用していないませんか？

(2) 冷蔵倉庫業、食品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、飲食店、宿泊業などの皆さん

業務用冷蔵庫、ショーケースなどの冷蔵機器又は冷凍機器を使用していないませんか？

(3) 総合リース業などの皆さん

業務用冷蔵庫や空調機器のリースを行っていませんか？

フロン類を使用した業務用冷凍空調機器を所有している方は、これらの機器を廃棄するときに、第一種特定製品廃棄等実施者になります。

・処理費用を払って廃棄するときだけでなく、下取りに出す場合や非鉄金属スクラップ卸売業者等に売却する場合にも対象になるので注意してください。

・中古機器として売却する場合は廃棄等実施者に該当しません。この場合、売却先の中古機器販売店等が機器の所有者となり、再利用がなされずに廃棄等が行われる場合には、廃棄等実施者になります。

・なお、事務所などで使用されているものであっても、家庭用として製造された冷蔵庫・エアコンについては、家電リサイクル法に基づいてリサイクルされることとなりますので、これらの家電製品を廃棄する際は販売店にご相談ください。

第一種特定製品廃棄等実施者の役割

(1) フロン類の引き渡し

業務用冷凍空調機器の廃棄等の際には、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡す必要があります。その際、フロン類の回収、破壊等に必要な費用を負担する必要があります。

(2) 行程管理制度に関すること

業務用冷凍空調機器廃棄時に、第一種フロン類回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は回収依頼書を、第一種フロン類回収業者の登録を受けていない設備業者、解体業者、販売業者等にフロン類回収を委託する場合は、委託確認書を交付する必要があります。

受託者がフロン類の引き渡しを他の者に再委託する場合には、廃棄等実施者はあらかじめ再委託先を確認し、再委託承諾書を交付する必要があります。

フロン類回収が終了すると、第一種フロン類回収業者から引取証明書が交付されます。回収依頼書又は委託確認書を交付後30日以内(建築物解体の場合は90日以内)に引取証明書が回収業者から交付されなかった場合等には、県知事にその旨を報告する必要があります。報告の際は、回収依頼書又は委託確認書の写しを提出してください(第一種フロン類回収業者へのフロン類の引き渡し終了し引取証明書の交付を受けるまでは、あなたの責任です。)

回収依頼書又は委託確認書の写し及び引取証明書を3年間保存する必要があります(必要に応じて県知事より提示を求められることがあります。これらの書類を保存していることがフロン類の回収をきちんと行った証拠になります。)

(3) その他の役割

業務用冷凍空調機器の整備を発注した際に、機器の整備者が引き渡したフロン類の回収、破壊等に必要な費用を負担する必要があります。

建築物の解体工事の発注者である場合には、解体工事の元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無の確認に対し、協力する必要があります。

フロン類の回収には、フロン類の回収を依頼してから事前調査や必要機材・容器の選定準備などがあるため、一定の時間が必要となります。時間的余裕をもって回収を依頼するよう配慮してください。

2. 業務用冷凍空調機器の整備業者

対象者

電気機械器具修理業、冷暖房設備工事業、冷蔵倉庫業、食品製造業、飲食料品卸売業、機械器具小売業などの皆さん

業務用冷凍空調機器の整備時にフロン類の回収作業を行うには、フロン類回収業の登録が必要です。

修理や点検に伴ってフロン類が大気中に放出されるおそれがある場合はフロン類をあらかじめ回収することが必要であり、整備時のフロン類の回収も県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者でなければできなくなります。

こんなあなたは回収業者登録が必要です。

(1) 機器の販売店、営業所、管理会社など

機器の修理・点検でフロン類の抜取り作業を行っている場合

(2) 大型冷凍冷蔵倉庫、大型施設など

社内に機器の修理・サービス部門を抱えており、自らフロン類の抜取り作業を行っている場合

(3) 工場、事業場など

加温、冷却などの行程で機器を使用しており、社内に機器の修理・サービス部門を抱えており、自らフロン類の抜取り作業を行っている場合

現在整備時に自らフロン類の回収を行っている事業者の皆さん

第一種フロン類回収業者の登録を受けていない場合には、改正法施行後3ヶ月以内(平成19年12月31日まで)に県知事への登録が必要です。

回収の際に、回収したフロン類の量等について記録し、毎年度県に報告することが必要です(回収した後に当該機器に再充填した量は除きます。)

当該機器に再充填しなかったフロン類については、自ら再利用又は破壊業者等に引き渡すことが必要です。

整備時に自らフロン類の回収を行わない事業者の皆さん

整備のためフロン類の回収が必要な場合は、県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に委託してください。

フロン類回収業者の登録方法

環境保全課ホームページに申請方法を掲載していますので、こちらでご確認ください。

3. 建物の解体業者

対象者

総合建設業、とび・土工・コンクリート工事業、解体工事業、産業廃棄物処分業などの皆さん

建築物の解体工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接建築物の解体工事を請け負う場合には、第一種特定製品が設置されていないことが

明らかな場合を除き、特定解体工事元請業者となります。

特定解体工事元請業者は、第一種特定製品の有無について事前確認を行い、発注者に対して書面（事前確認書）を交付して説明することが必要です。

こんなときに第一種フロン類引渡受託者になります。

解体を依頼された建築物に空調機器や業務用冷蔵庫が残されている場合には、当該機器からのフロン類の回収があいまいにならないように留意が必要です。事前確認の結果確認された第一種特定製品については、発注者にあらかじめフロン類を回収してもらうか、第一種フロン類回収業者へのフロン類の引き渡しを含めて受託することが必要です。後者の場合は第一種フロン類引渡受託者となります。発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）から委託確認書の交付を受けることが必要です。また、委託確認書の回付、保存等の義務が生じます。

フロン類の回収の委託を受けた場合は、回収、破壊等にかかる費用は発注者の負担です。

フロン類の第一種フロン類回収業者への引渡しを再委託する場合には、あらかじめ発注者から書面（再委託承諾書）の交付を受けて承諾を得ることが必要です。

十分な確認を行わずに解体作業に着手し、残存している機器からフロン類を大気中に放出させることのないよう留意してください。

4. 業務用冷凍空調機器の販売・設置・維持管理業者

対象者

電気機械器具卸売業、機械器具小売業、冷暖房設備工事業のなどの皆さん

こんなときに第一種フロン類引渡受託者になります。

空調機器や業務用冷蔵庫などの機器の入替え時に、所有者等から古い機器の引き取り（廃棄、下取り）を依頼された場合には、第一種フロン類引渡受託者となります。依頼者（第一種特定製品廃棄等実施者）から委託確認書の交付を受けることが必要です。また、委託確認書の回付、保存等の義務が生じます（中古機器として引き取った場合には第一種フロン類引渡受託者ではなく、機器の所有者となります。この場合、当該機器の廃棄等を行おうとする場合には、廃棄等実施者になります。）。

フロン類の回収の委託を受けた場合は、回収、破壊にかかる費用は依頼者（第一種特定製品廃棄等実施者）の負担です。

依頼者がフロン類の回収のための制度について十分理解していない場合も考えられるので、十分な説明を行ってください。

5. 金属くずリサイクル業者

対象者

鉄スクラップ卸売業、非鉄金属スクラップ卸売業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業などの皆さん

有償で引き取る場合であっても、引き取った製品を再び冷凍空調機器として使用せず、部品等としてリサイクルする場合には、機器の所有者によるフロン類の回収（回収業者への回収委託・引渡し）が必要です。

こんなときに第一種フロン類引渡受託者になります。

機器の引取りと併せて、フロン類の回収も受託する場合には、第一種フロン類引渡受託者になります。依頼者から委託確認書の交付を受ける必要があります。また、委託確認書の回付、保存等の義務が生じます。

十分な確認を行わずに機器の破碎を行うことなど、当該機器に残存しているフロン類を大気中に放出させることのないよう留意してください。

6. フロン類回収業者

行程管理制度における役割

フロン類回収業者はフロン類を引き取ったときは依頼者である廃棄等実施者、回収委託を受けた引渡受託者に対し、引取証明書を交付しなければなりません。また、その写しを3年間保存しなければなりません。

整備時に回収されたフロン類の引渡し、帳簿の記録

機器の整備時に回収されたフロン類についても、機器の廃棄時に回収されたフロン類と同様にフロン類破壊業者への引渡しが必要です。

帳簿には、整備時に回収したフロン類と機器の廃棄時に回収したフロン類とを区分して記録しておく必要があります。

回収したフロン類の記録の閲覧規定の創設

回収したフロン類の記録について、廃棄等実施者、引渡受託者等による閲覧規定が新たに設けられました。いつでも閲覧に応じられるよう記録はきちんとしておきましょう。

沖縄県文化環境部 環境保全課大気環境班
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL:098-866-2236 FAX:098-866-2240